平成２４年（フ）第３９９号
高知市高須東町22番37号
債務者　堀川　もゆ
1　決定年月日時　平成24年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第７２７号
仙台市泉区南光台２丁目５番48号　パールハウス１、従前の住所仙台市泉区南光台２丁目10番28号
債務者　綱本　富雄
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第７５４号
宮城県黒川郡富谷町明石台１丁目24番地５
債務者　鈴木　磨代（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２４３号
茨城県古河市東３丁目１番６号
債務者　大里登志子
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第２４５号
茨城県結城市大字結城7189番地10　リビングタウン結城Ｃ202
債務者　矢城　真人
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第２４７号
茨城県下妻市下妻丙209番地２　クオール102
債務者　中山　貴之
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第２４９号
茨城県古河市女沼５番地３　コーポひまわりＣ―101、前住所東京都板橋区赤塚４丁目９番２号　コーポ榎喜101号室
債務者　森澤　由明
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第２５６号
茨城県筑西市伊讃美986番地　中岡アパート103
債務者　齋藤　純子
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第２６１号
茨城県結城郡八千代町大字仁江戸1295番地
債務者　髙野　久直
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第２６２号
茨城県結城市大字結城7959番地35
債務者　大久保幸子（旧姓黒川）
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第２６６号
茨城県猿島郡境町陽光台２丁目18番地16
債務者　杉野　公保
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第４１３号
新潟市中央区二葉町３丁目5151番地６　市営住宅105号、住民票上の住所新潟市中央区東堀前通９番町1386番地　コーポ大善Ｄ―301号
債務者　塩谷　　武
1　決定年月日時　平成24年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１２５号
富山県射水市片口308番地２　レオパレスマイパレオⅡ205、前住所沖縄県那覇市古波蔵３丁目８番23―203号　大蔵アパート
債務者　新垣　　貢
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第１３４号
富山県高岡市蓮花寺546番地７　セジュール蓮花寺101号
債務者　間島　則子
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第１４８号
富山県高岡市西海老坂680番地　守山市営住宅Ｂ棟302号、申立時の住所富山県高岡市泉町10番30号
債務者　安藤　繁宏
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第３７６号
金沢市入江３丁目117番地２　ファミリーポート入江205号、従前の住所石川県河北郡内灘町字千鳥台２丁目410番地
債務者　水間　照美
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第４１６号
金沢市太陽が丘３丁目294番地
債務者　升田　　学
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
金沢地方裁判所